

### 第3回稲城市住所整理市民協議会質疑応答 平成30年6月25日（月）開催

#### ■稲城市住所整理基本方針素案（暫定案）について

- 「4-4 実施地区の決定方法」にある※部の内容は本文に入れるもしくは削除してはどうか。大字単位で一度に実施するようにもとれるのでわかりづらい。  
⇒わかりやすい内容にするため、本文を短くすることを目的としています。※部の内容については、わかりづらいとのことであれば削除します。
- 「1 はじめに」にある「安全性」とはどのようなことを指すのか。  
⇒災害時の安否確認や緊急車両の迅速な到着等を指しています。
- 「4-5 実施地区での進め方」にある※部の地区市民検討会はどこが設立するものか。  
⇒設立から、開催、意見の取りまとめも行政で仕切ります。
- 地元から実施を希望すれば、すぐに住所を整理してもらえるのか。  
⇒市街化状況、予算、住民の意向を総合的に判断して実施します。当面は土地区画整理事業の区域を優先的に実施することになると思います。

#### ■基本方針完成までのスケジュール

- 本協議会はいつまでか。  
⇒意見公募の内容を加味した基本方針（案）を決定するための会議が10月にあり、それをもって本協議会は解散とする予定です。

#### ■意見公募について

- 地域へのPRも兼ねて全戸配布してほしい。
- 自治会役員の負担が大きいため、全戸配布は遠慮願いたい。  
⇒自治会での対応が大変になることと、意見公募時期と自治会で配布いただくタイミングも合わないと思い、全戸配布は予定していません。PRは広報やホームページへの掲載、市の施設への設置等でのPRを考えていますが、希望がある自治会には、回覧用のチラシを作成します。